

鎌倉行革市民会議 平成 21 年度

第 4 回会議録

開催日時 平成 21 年 11 月 9 日（月） 午後 1 時から午後 3 時

会 場 講堂

出席委員 兼村会長、高木委員、小河委員、鈴木委員 二松委員

出席職員 小村経営企画部長、廣瀬経営企画部次長兼行革推進課長、服部財政課長、
福谷職員課課長代理、古屋経営企画課課長補佐、松木行革推進課課長補佐、
柳沢行革推進課副主査

- 議 事**
- 1 鎌倉行政経営戦略プランの平成 21 年度上期（4 月～9 月）までの
取組状況について
 - 2 鎌倉行政経営戦略プラン 鎌倉行革市民会議委員評価結果課題整理
表について
 - 3 今後のスケジュールについて
 - 4 その他

会長： では、第 4 回鎌倉行革市民会議を開催します。本日は傍聴の方がいらっしゃいます。
この会議へ原則公開ですので傍聴を許可してよろしいですか。

委員一同： 了承

会長： それでは傍聴の方お入りください。「傍聴の皆様へ」という資料に従い傍聴してく
ださい。

では、議題 1 鎌倉行政経営戦略プランの平成 21 年度上期（4 月～9 月）まで
の取組状況について事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題 1 の説明に先立ちまして、前回会議でご議論いただきました、「鎌倉行政経営戦略プラン平成 20 年度実績報告書」と「平成 20 年度鎌倉行政経営戦略プラン鎌倉行革市民会議委員評価結果報告書」について、8 月 21 日開催の鎌倉行革推進本部会議で審議し、その後、9 月に開催された市議会総務常任委員会に報告し、了承をいただきました。

それでは、総務常任委員会が出ました質問・意見とその後の対応につきましてご報告いたします。

1 つ目の質問は、収入確保の内容について、目標は年間 1 億円に対し実績は年間 500 万円程度だが、目標の立て方はどうなっているのか。2 つ目は補助金の見直しについて実施状況はどうかということです。それから職員提案制度の目標の達成率が低いので提案件数はどれくらいかという質問がありました。

1 点目の収入確保については、計画策定時に各年に具体的な収入項目があったわけではなく、計画期間内で 10 億円としたもので積算したものではないと説明をしました。

補助金の見直しについては具体的な目標値は持っていません。公益性等があれば有効だと考えているという認識を示しました。予算要求時にチェックを行っていますと説明しました。

職員提案制度については、目標の達成率だけみればそのとおりですが、応募件数を 18 年度から 20 年度まで説明し了承していただきました。

その他の意見ですが、経営戦略プランについてかなり大量の資料の読み込みをする作業があります。議会総務常任委員会でも長い説明をしていますがそのような状況を見て、市民会議を作って評価したものを議会決算委員会、監査など総合的に考えた場合、議会 と市長部局の相互の関連を考えないといけない。市長部局で評価したものをどのように扱うのか、議会がどう対応していくのか、議会でも評価委員会を作るのかそのような印象を受けたようで意見として述べられていました。大量の内容ですので咀嚼する体制がほしいという印象だったようです。

なお、実績報告書と評価結果報告書につきましては、市ホームページにて公表しております。

それでは、鎌倉行政経営戦略プランの平成 21 年度上期までの取組状況についてご報告します。

まず、はじめに資料の確認をお願いします。資料 1 は「鎌倉行政経営戦略プラン」の具体的な取組であるアクションプログラムの平成 21 年度上期までの取組状況を一覧表にまとめたもので総括表です。資料 2 は進行管理台帳です。資料 3、4 はみなさんからいただいた意見その後の状況です。資料 5 は以前お渡ししたのですが、行革推進本部会議を経て議会に報告する間に一箇所表現を変えました。職員数適正化計画について「1459 人の前倒しを達成」としていましたが、「1459 人」とさせていただきます

ました。

A 3 横長の資料の中で目標値の変更について考えていることがあります。それと関連しますが市税徴収率の向上について B 委員からご意見いただいていますので、後ほどみなさんと意見を交換していただきたいと思います。資料は以上です。

今回報告するのは、10 月上旬にアクションプログラムに登載されている内容について、各担当課に 21 年度上期の取組状況を照会し、その後ヒアリングを行い、まとめたものをご理解いただければと思います。

全体を要約したものが資料 1 ですのでこれに沿って説明させていただきます。

資料の見方については、今年度第 1 回の行革市民会議でもご説明しましたが、左側から 3 つの基本方針、16 の実施項目、102 の具体的取組み項目、担当課名、通し番号、平成 20 年度上期までの取組状況、効果額等の目標値及び実績値を順に記載しています。

次にアクションプログラムの取組状況であります、表の中心の「平成 21 年度上期までの取組状況」をご覧ください。

- ・ 21 年度当初において計画が開始されているものについては「当初開始」
- ・ 21 年度内に開始する予定のものを「年度内開始」
- ・ 継続して実施しているものを「継続」
- ・ 準備期間としたものを「準備」

と取組状況を 4 つに分類しています。

なお、「継続」のうち 20 年度の取り組みにおいて「当初開始」または「年度内開始」した項目については、「＊」を「継続」の前に表示してあります。そして、予定どおり取り組めた項目には○印を施してあります。

それでは、次に各実施項目の 21 年度上期までの取組状況について、主なものを説明します。

まず基本方針 1「成果を重視した行政経営」の、実施項目 1「行政評価制度の推進」については、「事務事業評価の推進」において、3 4 7 の事務事業について評価を実施しました。その際、個別事業に関する評価を行い、中事業の細かい執行管理を行いました。

次に実施項目 2「目標と成果指標による施策展開」については「第 2 期基本計画の進行管理の導入」において、中期実施計画を作成・公開しました。また、施策進行評価の結果を平成 22 年度実施計画査定作業に活用しました。

実施項目 3「行政評価によるスクラップ・アンド・ビルドの実施」については、「観光客の満足度を指標にした観光事業の推進」において、進行管理委員会の提言を観光振興推進本部に提示し、方向性や進捗状況を検討しながら、地域一体となった推進に取り組んでいます。

実施項目 4「市民本位のサービス提供体制の充実」については、昨年 10 月 1 日か

ら実施しました「青少年会館の月曜開館」において、自主事業を実施するとともに、継続して月曜開館を実施し、平成 21 年 4 月から 9 月までに 1,042 人の利用がありました。

実施項目 5「職員の意識改革と人材育成」については、「職員提案制度の推進」において試行的な取り組みとして、提案の通年募集、全課による一次審査などを実施しました。応募件数は自由提案・改善提案合わせて 17 件で、11 月下旬に最終審査を行う予定です。

次に基本方針 2「新しい公共空間の形成」の実施項目をご説明します。

まず、実施項目 1「行政の役割分担の明確化」であります。自治基本条例の制定については、今年の 3 月に提出された市民会議条例素案大綱を踏まえた検討を進めるため、庁内組織である「自治基本条例策定支援会議」を開催しました。

実施項目 2「市民等との協働による地域経営」については、「NPO との協働を推進するための体制づくり」において、5 月に協働事業を募集し、6 月の公開プレゼンテーションを経て協議に進む市提案協働事業 2 団体、市民活動団体提案協働事業 2 団体が選定されました。

実施項目 3「民間の活力を生かした施策展開」についてですが、「指定管理者制度・PPP の導入拡大」において、直営で管理している市営住宅施設について制度導入に向けて所管課と協議を行いました。

実施項目 4「市民と行政の情報の共有化」においては、「災害情報提供システムの整備」において、防災・防犯のメール配信サービスの登録者数が 9 月末現在で 4,385 人となり、昨年度の同時期から約 900 人増加しました。また、防災・防犯情報の配信は通算で 219 回行いました。

実施項目 5「透明で公平・公正な行政の推進」については、「外部評価の拡大」において、鎌倉市民評価委員会により、政策・施策体系における 27 分野を対象に施策進行外部評価を行いました。また、スポット評価として「学校・教育」分野の施策進行外部評価・事務事業外部評価を実施しました。

続きまして、基本方針 3「健全な財政基盤の確立と変化に対応できる行政経営」についてご説明します。

まず、実施項目 1「収入確保への積極的な取り組み」については、平成 20 年 7 月 1 日から実施した「スポーツ施設の駐車場の有料化」において、上期 307 万 9 千円の効果額を得ました。また、昨年 10 月 1 日から実施した「青少年会館の一般利用者に対する利用料徴収」においては、上期 83 万 3 千円の収入を得ました。

実施項目 2「行政コストの縮小化」については、「職員給与の見直し」として、県内各市の実績評価の処遇への活用方法等について調査を実施し、部次長職の実績評価の開始に伴い、評価結果の活用について方針を決定しました。

実施項目 3「市有財産の有効活用及び公共施設の機能再編等」については、「公共

施設の全市的配置計画の策定」において、段階的な整備計画の策定を推進するため、総合計画中期実施計画の見直しと組織の充実を図り、21 年 8 月にこれまでの検討組織を検討会、検討部会に再編・集約し、深沢地域の導入機能を集中的に検討する体制を整えました。深沢地域への導入希望の確認調査と公共施設全体の配置状況調査を全市的に実施し、年度内に深沢地域への導入機能を決定できるよう検討を進めています。

実施項目 4「職員数の適正化」については、職員数適正化計画を推進し、平成 21 年 7 月 1 日現在で 1,441 人となりました。

実施項目 5「組織・機能の見直し」については、21 年 4 月 1 日付で中期実施計画を推進するための体制及び当面する課題や市民ニーズに対応するための組織の見直しを実施しました。また更なる簡素な体制の整備に向けて検討を開始しました。

実施項目 6「電子自治体の推進」については、「文書管理システムの構築」において、「文書管理システム等導入ワーキンググループ」を組織し、文書管理システムの仕様について検討を進め、その後、プロポーザル方式により事業者から業務提案を受け、「文書管理システム等業者選定委員会」で最優秀提案者となった事業者と契約を締結しました。

以上が 16 の実施項目の取組状況の概要であります。

取組結果については、5 ページの欄外をご覧ください。予定どおりの項目が 85 件、予定より遅れた項目が 17 件でありました。20 年度の取組進行状況と比べ、予定より遅れた項目が 1 件増えています。これは通し番号 42「広報紙作成の民間委託」について、委託化の実現に向けて検討を重ねてきましたが、費用対効果があまり認められないこと等から、委託化の必要性の検討を再度行うこととしたため、遅れた項目となりました。また、取組状況の内訳については、「当初開始」が 1 件、「年度内開始」が 0 件、「継続」が 75 件、「準備」が 26 件となっています。

当初開始した項目は、通し番号 72「企業施設整備助成事業の創設」で、21 年 4 月 1 日から施行しました。以上で資料 1 の説明を終えます。

資料 2 の進行管理台帳につきましては、資料 1 の取組状況を判断するもととなる資料であり、アクションプログラムの平成 21 年度上期の取組状況を担当課において記入後、行革推進課が内容の確認を行っています。

今回担当課が記入した欄につきましては、1 ページ目を開いていただくとおわかりになると思いますが、網掛けをしています。

次に中期実施計画の策定に伴うアクションプログラムの修正について検討中ですので説明します。追加資料をご覧ください。

アクションプログラムのプランシートを A 3 用紙に見開きで左右に「現行」と「修正後」と表示しています。

戦略プランの中で、実施計画にも登載されているアクションプログラムについては、昨年度の実施計画のローリングにより、実施計画の当初スケジュールが変更となったも

のがあります。これを受けて、上期の進行管理の中で、実施計画の変更にあわせてアクションプログラムの目標値やスケジュールについても変更が必要なもの、また実施計画には登載していませんが、事業の終了などにより、プログラムについても、完了等の見直しが必要なものについて、今回所管課にヒアリングを行い、「修正後」の案を資料のように現在検討中です。

1 ページ目の「事務事業評価の推進」については、事務事業の中には指標の設定になじまないものがあるため、実態に則してスケジュールを全事務事業の 100% から 80% 設定に変更しようかと考えています。また、システム化の導入による効果を見極めることが必要なため、検討を継続するように考えています。

「地域相談員の勤務体制の拡大等、相談員業務の充実」については、

「支所のあり方検討会」における見直しにより、地域相談員の設置要綱の廃止を行い、従前、非常勤嘱託員が行っていた相談業務を退職した部長職の再任用職員を含めた正規職員で対応することとしました。これにともない、アクションプログラムの取組についても、今回で終了することとしてはどうかと検討の俎上に載せていましたが、福祉業務の取次等、事業内容の充実ができるかどうかが宿題となっています。

「コールセンターの開設」については、費用負担、費用対効果の観点から実施計画の観点から開設を見送りました。今後はコールセンターの支援システムとして開発した F A Q システムについて、データ数、機能等の充実を図り、通年の管理運営を行っていくためにアクションプログラム名を「よくある質問システムの充実」に変更しようかと考えています。

「民間活力による市営住宅の建替え」については、「鎌倉市市営住宅ストック総合活用計画」の見直しにより、老朽化等状況に応じた建替えや長寿命化の市営住宅の総合的整備計画を策定する方針となったため、アクションプログラムの目標値とスケジュールの変更を考えています。

「コンビニ公金収納システムの構築」については、当初 22 年度運用開始が目標でしたが、中期実施計画として運用開始を 25 年度として採択されたことから、それにあわせてアクションプログラムのスケジュールと中段の目標値欄の変更の必要があるかと考えています。

「インターネット公金収納システムの構築」については、中期実施計画として不採択であったことから、改めて本プログラムの方向性について検討した結果、利用環境がまだ十分と言えないことから現段階での取り組みは終了し、中期実施計画に採択された「コンビニ公金収納システムの構築」を優先することにしたいと考えています。

「公共施設の全市的配置計画の策定」については、中期実施計画の見直しを行い、全市的配置計画を策定するためには、深沢地域の策定をはじめとして、段階的な整備計画の策定を行っていくこととなりましたので、アクションプログラムについても、スケジュールの変更の必要があるかと思えます。

「し尿処理に係る効率化、再編化」については、平成 20 年度に、下水汚泥と生ごみ等を混合・集約し資源化する施設を下水道終末処理場内に整備していくこととなり、下水道施設にし尿を直接投入に係る検討は保留とすることとなったため、アクションプログラムのスケジュールの変更が必要となります。

以上中期実施計画の策定に伴う修正等の検討状況について説明させていただきました。

事前にメールで資料を送付させていただきましたが、B 委員からのアクションプログラム No.81「市税徴収率の向上」に対する意見をいただいています。原局の考え方もお知らせしましたが、この際委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。

以上で事務局からの説明終わります。

会長： 上期の取組状況及び修正について質問等お願いします。

D 委員： 自治基本条例の会議は解散ですか。

事務局： 解散です。

D 委員： 条例制定に向けて取扱いはどうなりますか。

古屋経営企画課長補佐： 市民会議は今年 3 月 31 日に提言を出しました。本来は 1 本化する予定でしたが、さらに 2 つの提言が出されその段階で市民会議は解散となりました。22 年度の条例制定を目指していて、市の案がまとまりましたらパブリックコメントを募集します。

E 委員： 提出されたのは、6 グループの分 1 つと有志の 2 つを合わせて 3 案ですね。

事務局： そうです。

D 委員： 市長あてに出されていますが、議会はどうですか。具体的に条例を作るとすると市側で作るのですか、議会なのですか。

古屋補佐： 行政内部で案を組み立てまして、パブリックコメントをかけてさらに議会へととなります。

B 委員： 追加資料には現行と修正とありますが、取組内容を変えたものはここにすべてあるのですね。

事務局： 決定ではありませんが、現段階での修正はお示ししています。今、考えているもののすべてです。

会長： 他にご質問がないようでしたら B 委員からの意見、市税の徴収率について説明をお願いします。

B 委員： 市税の徴収率の向上が目標として妥当なのか、財政効果が妥当なのか問題意識を持っています。

現状どうなっているのか、19 年度は 1 億 7 千 600 万円、20 年度は 1 億 9 千 700 万円の財政効果を出しているとなっていますが、本当にこれだけ効果を出しているのか、使えるお金なのかと疑問を持ちました。

19 年度、20 年度は 16 年度の対比において計算されています。税収の設定額があります。これは全部徴収された場合の額です。それに対して現年と滞納を分けて計算した場合と合計したものにかけた場合では税収効果が別の計算になって出てきます。たとえば 19 年度は現年の徴収率が 98.26%で 16 年度の 98.30%より下がっています。滞納の徴収率も下がっています。しかし、19 年度の全体の徴収率 92.48%で 16 年度の 92.03%より上がっています。なぜこうなるかと言えば、現年と滞納の税金の構成率の差によるものです。19 年度においては、16 年度に比べると現年の税金が 26 億円くらい増えています。理由は所得税から住民税へ税の移譲がありそれが大きく影響しています。16 年度は 98.3%という高い徴収率です。税の移譲の部分が徴収率のアップにつながっている理由です。この結果、現年、滞納分の徴収率がともに低下しているにも拘らず合計の全体では徴収率が上昇しているという現象が生じ、現年、滞納分と分けて計算すれば財政効果がマイナス 3 千万円であるにもかかわらずアクションプログラムでは全体で計算しているので 1 億 7 千万円を計上している。これはまやかしてこれは見せかけだけの財政効果で、実際には活用できるものではないということです。20 年度においてもほぼ同ような現象が生じており、現年、滞納分に分けて計算すれば財政効果はマイナス 3 千 5 百万円であるにも拘らず 1 億 9 千 7 百万円計上されている。以上からいえることは、税の財政効果を見るには現年と滞納部分の徴収率を分けて考えないといけないのではないかということです。

また、アクションプログラムの 22 年度の目標は現年課税分が 98.6%、滞納繰越分が 16.9%と分けて立てられているので当初は分けて考えていたのではないかと思います。途中で変質し全体で目標も、財政効果も捉えるようになってしまっている。すなわち、PDCAの目標が曖昧となり、財政効果のとらえ方も甘くなってしまう。

16 年、19 年、20 年と現年分の徴収率が毎年落ちてきています。それにもかかわらず税収効果を計上しているのは行財政改革に対して甘さがあるのではないのでしょうか。原課がそのような考え方としても行革推進課としては問題提示することが重要ではないのでしょうか。市民会議もそのあたりを問題提起していくのが役割ではないかと思いました。以上です。

会長： 事務局どうぞ

事務局： B 委員と事前に打合せさせていただき、お考えを伺いました。現年と滞納分を分けて計算すると資料のようになります。

税の徴収率そのものは、目標を下回っています。それでも税収が出ているのは、課税する額が上がっているためです。B 委員がおっしゃったように所得税で取る分を住民税で取るように税制が変わったことも大きいと思います。しかしながら どれが実態に即した考えかというところで見えていきますと、実際の収入額は伸びています。課税客体が大きくなっても取れる、取れないはあるので徴収努力は続けていき

ます。その上で 19、20、21 年の全体の調体額に 16 年度の徴収率をかけていき実際にその年の税収を引くとプラスが出ている結果は、素直な表示ではないかと思えます。市税全体で行くと収入を伸びていますので、全体で見る方が実態に即しているのではないかと思います。

他市ではどうしているのか調べましたが、大体がそのような目標数値はもっていません。もっているのは茅ヶ崎市と鎌倉市です。目標値を設定しているのは好ましいことかと思えます。さらに B 委員は細かく分析してやっていくとおっしゃっているので、レベルの高い意見であると思えます。事務局としては、このトータルで出すという数値目標のあらわし方はよいと思いますが、目標設定より下回っているのは事実でこの表現のし方は何か考えてもよいのかと思えます。

D 委員： 22 年度の全体の目標値は 92.62% ですが、それとは別に現年度、滞納分とそれぞれの徴収率の目標値も出しているのではよいのではないのでしょうか。目標の中身ははっきりしています。総務省などの統計処理も同じように行っています。現年度分と繰越分の徴収率を設定しています。最後徴収率となると 100% でどれくらいと全体の率を見せることになります。ただ問題は不納繰越決算額をどう処理するかです。処理すればするほど調体額は下がるので徴収率は自然と上がります。意図的にこのようなことをして徴収率を上げるように見せるようにしなければ問題はないと思えます。取組表にあるように滞納整理にどれだけ取り組むかというようなことが重要だと思えます。それがなければ不能欠損額を早く処理して徴収率を上げるだけになってしまいます。このようなことを意図的にしていなければよいのではないのでしょうか。

B 委員： 22 年度の 92.62% という目標をどういう観点から作ったかです。滞納分を結局処理しようという考えではないのでしょうか。16 年度には予想しなかった税源移譲という事態が 18 年度にありました。そのような状況変化があった場合に目標が妥当であるのかそこまで勘案しなくてはいけないのではないのでしょうか。状況変化により税収が増えるという仕組みに頼るというのは問題があるのではないのでしょうか。もうひとつ 20 数億円という設定額が増えた分の徴収率を上げるのは大変努力がいることだとは思いますが。ただ納税課において当然の努力という形で活動されなくてははいけません。努力をしても徴収率が下がるのであれば考えて新たな目標を設定すべきではないのでしょうか。少なくとも税財政収効果として上げるのは疑問です。

D 委員： 税源移譲は比例税率化されました。地方税は 7% ですがその分国税は下がっています。住民の負担は変わりませんが私は現年度分の徴収率が下がるのではないかと心配しました。その辺は実態的にはどうですか。

服部財政課長： 極端な例ですと国税も含め今まで 2 万円払っていたが 4 万払う場合もあります。税源移譲されたときの徴収率は下がりました。目標の設定は税源委譲がないものとして考えたものです。B 委員がおっしゃるように目標設定値を税源委譲分も検討する必要があるかと思えますが、それをどの辺にもっていけばよいのかが税源移

譲られてまだ間がないのではっきりしません。

D委員： 税源移譲された分も考えて目標値を変えると徴収率は下がるかもしれません。そうすると徴収率の目標も下げないといけなくなるかもしれません。そういう問題もあります。住民税は前年度の収入に応じて支払います。昨今の経済状況では収入のなくなった人など払えないこともあるでしょう。そうすると徴収率は下がります。

会長： 状況は非常に厳しいですね。他の自治体と比べると神奈川県はよい方です。茨城県などは徴収率が悪くて県が市町村と一緒に取り組みをしています。神奈川県はそんなに問題になっていません。

D委員： 地方はひどいところがあります。

会長： 滞納の部分に手間をかけると徴収コストが上がってきますのでその辺も考えて取り組んでいかななくてはけません。

E委員： 県の方から徴収率アップのために応援に来られるのですか。

事務局： もう帰られました。4ヶ月いました。

B委員： 一委員としての意見ですからこれ以上は申し上げませんが一市民として感じたことをもう一度要約して申し上げます。

第一は、目標を立てて挑戦するのがPDCAの本来のあり方であり、アクションプログラムにあってもそうでなければいけないと思います。最初のプランにおいても現年分、滞納分が分けて設定されているので、税源移譲があった時現年度分と滞納分に分けて目標を設定しなおしそれに挑戦するのが本来の姿であり、その様な意識を市が持つことを要望します。

第二は、税財政効果の把握の仕方はどうも納得できないのであります。このような情報提供は市民にこの財政効果は何に使ってもらえるのかという間違った見方をさせ市民を混乱させます。財政効果の出し方を変えていかないといけないのではないのでしょうか。

会長： それではよろしいでしょうか。議案2つめ「鎌倉行政経営戦略プラン 鎌倉行革市民会議委員評価結果課題整理表について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料3「平成20年度鎌倉行政経営戦略プラン 鎌倉行革市民会議委員評価結果課題整理表」をご覧ください。

鎌倉行政経営戦略プランの平成20年度取組状況に対する鎌倉行革市民会議委員の皆様の意見に対する市の回答といたしまして、課題整理表を作成し、原局対応案としてまとめました。

この課題整理表では、表の中央にある「意見」の欄に評価項目ごとに各委員の評価に対する判断の理由や意見を記載しております。また、意見の最後に市としての回答を担当する課名を括弧書きで掲載しています。

これに対応して、表の右側にある「原局対応案」の欄には、各委員の意見に対する担当課の対応案を記載し、最後に括弧書きで担当課名を掲載しています。なお

委員の意見が複数の課に及ぶものについては、それぞれの対応案を載せています。さらに、その後の対応の経過についても担当課に対してフォローアップ調査を行っていく予定でいます。

フォローアップ調査については、資料４の「平成 19 年度鎌倉行政経営戦略プラン 鎌倉行革市民会議委員評価結果課題整理表」をご覧ください。

昨年度、鎌倉行政経営戦略プランの平成 19 年度の取組状況に対する行革市民会議委員の意見に対して原局対応案をまとめ、行革推進本部会議の意見を伺い、その後行革市民会議に回答いたしました。その回答から 1 年間経過した後の対応についてフォローアップ調査を行い、課題整理表の右側「対応の経過等」の欄にその結果をまとめましたので、ご報告いたします。以上で説明を終わります。

会長： われわれの意見に対してここまで対応してくれることは他の自治体にはありません。ご意見があればお願いします。

D 委員： 下水道関係で「下水道使用料対象経費に汚水に係る資本費を 50% 算入することが適当である」ということですが、法律上認められているのですか。

事務局： 国交省の指導です。かつてはありませんでした。

E 委員： 生ごみの有料化もそうですが、受益者負担が増えてきます。歯止めが必要です。

事務局： 税金と受益者負担の線引きの基準がずれてきて負担感が大きくなってきているようです。

D 委員： 藤沢市にごみの有料化が認められる判決が下りました。

E 委員： 鎌倉市もバイオエネルギーセンターの建築があります。有料化の流れ、考え方が来ています。8000 円から 10000 円くらい各戸が負担するようになります。徴収されたものがどのような経費に使われるのか、上手に使われていることがはっきりしないと反対する人達がたくさんいると思います。

小村経営企画部長： ごみの有料化をするときは戸別収集となると思います。戸別収集の費用をどのように捻出するかとなると有料化にならざるを得ないでしょう。

E 委員： 藤沢で 9000 万円上がっていますから、人口比率から考えて鎌倉市でも 5～6000 万円上がるでしょう。

経営企画部長： 鎌倉ではリサイクル率はかなり高いので有料化することでリサイクル率が上がることを期待できないということで有料化してきませんでした。有料化するのならば戸別収集とのセットでということです。

E 委員： 鎌倉の地形から戸別収集はどうでしょうか。

経営企画部長： かなり手間と費用はかかるでしょう。

E 委員： 排出量が圧縮され、資源ごみへ分別も集中されるでしょう。今泉クリーンセンターを早く止めて名越クリーンセンターだけで操業し、経費全体を下げるということをしてできないかと思います。有料化はそのための 1 つの道かとも思います。

経営企画部長： 今の予定ではバイオリサイクルセンターを作ったときには今泉は閉鎖して名

越だけで焼却するという構想です。

D委員： 藤沢市の戸別収集を見ていると大変です。コストも大変です。

経営企画部長： 鎌倉も今は2 t車で収集していますが、軽自動車を使って収集するようになるかもしれません。

事務局： 来年からは燃やすごみの委託化の方向に動いています。独居老人宅については声掛け収集ということでふれあい収集をしていますがその部分は委託化できないようです。

D委員： 東京の方は大変らしいです。ごみも出せない高齢者がたくさんいるようです。

C委員： 有料化になると経済的負担が増えごみを出さなくなってしまう高齢者の方もいるのではないかと心配になります。

D委員： どこの自治体でもごみ問題の究極的な解決はできていません。

経営企画部長： クリーンセンターを動かすにもコストが非常にかかります。ごみの問題はなかなか解決するのは難しいのですが解決していかななくてははいけません。またそこにはお金を投入していかないと走りだせません。

E委員： 全体として見ればいいのですが、そうでなければまた負担が増えるのかとなってしまいます。焼却場が1つなくなるとか、ごみをエネルギー化するなどきちんと姿が見えると行政改革の流れが見えます。市民に分かるようにしていかななくてははいけません。

経営企画部長： 情報提供が必要だと思います。今までも地域への説明会をおこなっていますが、これからも必要になっていくでしょう。

会長： 他にご意見等ありますか。なければ議案の3番目、今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

事務局： 「鎌倉行政経営戦略プランの平成21年度上期（4月～9月）までの取組状況について」本日の会議の内容を受けまして何かご意見ありましたら対応させていただきますのでお願いします。

今月下旬に予定しています行革推進本部会議で報告させていただきます。そこで了承が得られましたら12月開催予定の市議会の総務常任委員会に報告する予定です。この取組が年内に報告できるのは初めてです。以上です。

会長： 新市長は取組について何か言われていますか。

事務局： 行革については市長のマニフェストに多く書かれていました。特に組織や人の数です。組織、職員数を減らすのは事業を減らすのとセットです。新しい市長が実施したいことを行うためには何かを削らなくてははいけないのでその辺りを相談させていただきたいと申し上げました。マニフェストでは職員数は2割減と言われています。単純に職員数を減らすと組織が壊れてしまい、それを復活させるのは時間がかかるということも申し上げました。

われわれと同じくらいの規模の市で2割くらい職員が少ないところがあります。し

かし、消防やごみが委託されており、そこで 300 人くらい差が出ます。市長の任期中 1 人も採用しなくても 2 割減は達成されません。事業の縮小などをしていかないといけないと思います。市長は行革には熱心であります。

B 委員： 今のアクションプログラムは市長が代わった場合変わることもあるのですか。

事務局： 政策の変更によって変わることもあります。22 年度で戦略プランの計画期間が終了しますので新しい計画を作るのが次の課題です。

B 委員： 21 年度、22 年度から変わることもありますか。

事務局： 可能性としてはあると思います。

D 委員： 民主党のマニフェストが実現された場合、地方財政にどの程度影響があるのか。これがすべて実現されると大変なことになります。鎌倉市でも自動車関係税が廃止されると新しい環境税を作るまで税収が落ちます。子ども手当も自治体負担はないと言っていますが、財務省筋は入れると言っています。交付税を受けているところはそれでカバーできますが、鎌倉市はもらっていませんので相当負担がかかります。ですからプランが変わる可能性もあります。

会長： 総合計画の見直しの可能性もありますね。

経営企画部長： 今までの例でいいますと市長が代わって総合計画がすぐ変わることはありませんでした。修正して次の時に自分の色を出すというようでした。しかし、今回の選挙くらいからマニフェスト中心になって国の方も変わってきたので動向が読めない部分はあります。

会長： 藤沢もマニフェストどおりに総合計画を変えています。

B 委員： 総合計画は市議会の決議が必要ですか。

事務局： 基本構想は議会の決議が必要です。基本構想を実施する施策の計画が中期基本計画でそれを具体的にしているのが事業計画です。この 3 層構造となっています。

経営企画部長： 基本構想は 30 年もっています。広く大きい範囲のものです。

会長： 市長の考えも 1 度聞いてみたいですね。他によろしいですか。それでは最後その他は何かありますか。

事務局： ございません。

会長： 次回はどうなっていますか。

事務局： 上期の分は終わっています。次は職員数の関係など市民感覚のご意見を伺えればと思います。次回は勉強会や次のプランについての意見をいただきたいと思います。日程をまたお知らせします。

会長： 本日はありがとうございました。